

景観配慮事項説明書（百舌鳥古墳群周辺景観地区の建築物）

計画地及び周辺の状況／景観コンセプト	建築物の規模	<input type="checkbox"/> 大規模建築物	<input type="checkbox"/> 中規模建築物	<input type="checkbox"/> 小規模建築物	
	景観地区区域	<input type="checkbox"/> 古墳近傍景観形成地区		<input type="checkbox"/> 古墳群周辺市街地景観形成地区	
	用途地域等	<input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種住居地域 <input type="checkbox"/> 第二種住居地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 風致地区			
	周辺の景観				
	計画地における景観上のコンセプト				

行為の制限（景観形成の基準）

配慮した事項など

	世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の景観や環境を保全するため、この地域特性に配慮し、景観形成方針に則った計画とする。	
A地域特性	自然特性 -安らぎを感じることができる古墳の濠の水辺空間や、古墳と一体となって緑のエリアを形成している大仙公園などの都市公園、街路樹が美しい御陵通りなどの緑豊かな景観を意識した計画となるよう工夫する。	
	歴史文化特性 -世界最大級の墳墓である仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群の壮大さや、百舌鳥八幡宮や重要文化財である高林家住宅にみられる歴史的な建築物、竹内街道などのまちなみの特性を読み取り、それらの特徴的な形態・意匠を取り入れるなど、地域の歴史資産と調和した形態・意匠とする。	
	市街地特性 -自然豊かな百舌鳥古墳群と調和した景観形成に向けて、落ち着いた形態・意匠とする。 -地域の拠点となる鉄道駅前や幹線道路沿道などでは、にぎわいの創出に寄与する形態・意匠とする場合においても、古墳と調和した節度あるものとする。	
Bまちなみ	B - 1 周辺との調和 -周辺建築物の高さや低層部の軒高、壁面の位置、外壁の意匠や材料などを考慮し、調和の取れたまちなみ形成を図る。また、古墳への眺望を妨げないような配置・形状とするなど、古墳や周辺の歴史資産などとの調和を図る。 -特に、人の目につきやすい低層部については、形態・意匠に加えて外構の配置も考慮し、周辺との調和に配慮する。	

行為の制限（景観形成の基準）		配慮した事項など
B まちなみ	B-2 まちかど（交差点）の景観形成 -まちかどに位置する建築物については、人の目にとまりやすいことから古墳との調和やその場所の特性などに配慮し、まちかどを印象付けるような形態・意匠とする。 -まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。	
	B-3 通りの景観形成 -低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識して古墳と調和した落ち着いた感じの中にもにぎわいを感じさせる意匠とするよう努める。 -敷地内では植栽を充実させる。特に、道路沿いでは効果的に配置するなど、緑豊かな空間の創出に配慮する。	
C1 建築計画／配置・外構	C1-1 空地の配置・意匠 -敷地内の境界付近に道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創出すように、空地の配置・意匠に配慮する。 -敷地内の空地では、植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、緑豊かな空間となるように努める。	
	C1-2 敷地の形態・意匠 -敷地の塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。 -敷地には植栽の配置や舗装の工夫をおこなうなど、緑豊かな百舌鳥古墳群と調和した潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するように努める。	
	C1-3 屋外付帯施設 -屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する、又は植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮する。 -屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、又は本体に組み込むようなデザインとする。	(駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽など)
C2 建築計画／建築物	C2-1 建築物の形態・意匠 -建築物は、全体として統一感のある形態・意匠とする。 -壁面の分節化や色彩の配慮などを行い、周辺に対する圧迫感の軽減に努める。 -まちなみに統一感ができるよう隣接する建築物とのスカイラインを意識した意匠とするなど、周辺との調和に配慮した形態・意匠とする。	
	C2-2 外壁の材料 -外壁の材料は耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。	
	C2-3 外壁の色彩 -外観の色彩は古墳よりめだたないよう低彩度のものとし、緑豊かな古墳や周辺と調和するものを用いる。 -高明度の外壁は光の反射による眩しさを考慮し、壁面の仕上げを工夫する。 ※色彩の基準は欄外参照	

C3 建築計画 / 付帯設備等	C2-4 屋根 -屋根の色彩は低明度・低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。	
	行為の制限（景観形成の基準）	配慮した事項など
	C3-1 屋上付帯設備等 -スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上付帯設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。	(塔屋、屋上設備など)
	C3-2 屋外階段・外壁付帯設備 -屋外階段はできるだけ通りから見えない位置に設置し、また形態、意匠、材料などの工夫により建築物と一体的なデザインとする。 -外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めかくしを行うなど、めだたない工夫をする。特に、室外機は床置きとするなど通りから見えないよう配置する。	(屋外階段、室外機、樋など)

※色彩基準

【大規模建築物】

-ベースカラーは見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の1/3以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は表1のとおりとする。

表1

色相	明度	彩度
YR（橙）系	6以上	4以下
R（赤）、Y（黄）系	6以上	3以下
上記以外	6以上	2以下
無彩色	6以上	-

-サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩としてベースカラーとの明度差を2以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。使用する範囲は見付面積の1/3以下とする。

-ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして見付面積の1/20以下の範囲で使用するものとする。

-写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分についてはアクセントカラーとみなす。

-色相及び明度・彩度が近接した複数色からなるタイル又は素材の性質上均一な色味を出すことが難しい素材（木材や石など）で構成されている色彩は、その色彩を扱うものとする。

-ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁とみなす場合がある。

【大規模建築物以外】

-ベースカラーは見付面積の最も多く用いられている色彩とし、その色彩の基準は表2のとおりとする。

表2

色相	彩度
YR（橙）系	6以下
R（赤）、Y（黄）系	4以下
上記以外	2以下

-アクセントカラーを用いる場合は見付面積に対し、できる限り小さい範囲で使用するものとし、緑豊かな古墳との調和に配慮しつつ効果的に使用する。